

鹿児島県移住支援金制度Q & A（対象求人登録法人向け）

1 移住支援金の概要

Q 1 移住支援金は、どのような制度ですか。

A 1 :

新しく事業を始めたり、民間事業所に就業するために、東京圏から県内に移住された方のうち、一定の要件を満たす方の申請に基づき、居住地（移住先）の市町村から移住支援金が支給されます。（法人向けの補助金ではありません。）

なお、移住支援金は、世帯向け100万円、単身者60万円が支給されます。

Q 2 移住支援金は、県内すべての市町村で支給されますか。また、支給される人数に制限がありますか。

A 2 :

移住支援金の対象となる移住者の要件（移住元の居住地を含む。）や事業の開始時期は、居住地（移住先）の市町村ごとに異なります。また、支給される人数は、県や市町村の予算措置の状況により上限があります。

移住支援金事業については、県や事業を開始した市町村のホームページ等で公表されますので、常に最新の情報を御確認ください。

Q 3 民間事業所に就業する場合の主な支給要件を教えてください。

A 3 :

民間事業所に就業する場合の主な支給要件は、次のとおりです。

- ① 移住支援金対象としてかご Job に掲載している求人に就業すること。
- ② 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人への就業でないこと。
- ③ 移住支援金の申請日から5年以上転入先の市町村に継続して居住する意思を有しており、かつ、対象事業所に5年以上継続して勤務する意思を有していること。
- ④ 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。等

Q 4 移住支援金は、いつでも申請できますか。

A 4 :

移住支援金は、県内市町村に移住した日から1年以内に申請する必要があります。

また、民間事業所に就業した場合には、週20時間以上の無期雇用契約に基づいて、就業開始後3か月以上経過している必要があります。

Q 5 移住支援金の返還を求められることがありますか。

A 5 :

移住支援金の受給者は、移住支援金を申請した日から1年以内に離職した場合や5年以内に支給市町村から転出した場合などには、移住支援金の全部または一部を返還いただく必要があります。

移住支援金の受給者を採用された事業所におかれましては、早期離職防止に向けた定着支援や、住居の移転を伴う転勤命令の防止等について、御配慮いただきますようお願いします。

2 対象法人の要件について

Q 6 どのような産業分野の求人が対象となりますか。

A 6 : 全ての産業分野を対象とします。

Q 7 法人には、医療法人、社会福祉法人、NPO法人、事業協同組合も含まれますか。

A 7 : 含まれます。

Q 8 対象法人の要件である「官公庁等でないこと」について、「等」には何が含まれますか。

A 8 :

独立行政法人や第三セクター、一部事務組合等の国又は地方公共団体が設立・出資割合に係わらず出資等している主体が含まれます。なお、国又は地方公共団体が出資している場合は、株式会社や一般社団法人等であっても対象外となります。

※第三セクターのうち、出資金が10億円未満の法人又は地方公共団体から補助をうけている法人については対象となります。

Q 9 対象法人の要件として資本金 10 億円未満であることが必要とされていますが、社会福祉法人など、会計制度上、資本金の概念が無い法人についてはどのように判断すればよいですか。

A 9 :

社会福祉法人については、基本金の額により判断してください。その他の法人で会計制度上、資本金の概念が無い法人については、資本金に準ずる資金が 10 億円未満かどうかにより判断してください。

Q 10 みなし大企業とは、どのような法人ですか。

A 10 :

資本金 10 億円未満の法人であって、次の要件のいずれかを満たす法人です。

- ① 発行済株式の総数又は出資価格の総額の 2 分の 1 以上を同一の資本金 10 億円以上の法人が所有している法人
- ② 発行済株式の総数又は出資価格の総額の 3 分の 2 以上を資本金 10 億円以上の法人が所有している法人
- ③ 資本金 10 億円以上の法人の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の 2 分の 1 以上を占めている法人

※上記項目の資本金 10 億円以上の法人が対象要件の「資本金 10 億円以上の営利を目的とする私企業（資本金概ね 50 億円未満の法人であって、地域経済構造の特殊性等から資本金要件のみの判断では合理性を欠くなど、個別に判断することが必要な場合であって、当該企業の所在する市町村長の推薦に基づき知事が必要と認める法人を除く。）でないこと。」の要件で本事業の対象となる場合には、同項目の判定に当たり資本金 10 億円以上の法人として考慮しません。

3 対象法人・求人の登録申請について

Q 11 移住支援金の対象企業・求人の登録はどのようにすればよいですか。

A 11 :

以下 3 点の書類等をメール及び郵送で運営事務局まで提出してください。

- ① 移住支援金対象法人登録申請書
- ② 法人登記履歴事項全部証明書（写し可）
- ③ 本事業の対象となる条件を満たした求人（ふるさと人材相談室 or ハローワーク求人）

《運営事務局（受託事業者：リクルーティング・パートナーズ株式会社）》

アドレス：kago-job@3140pa.com

電話番号：099-248-8998

受付時間：10時00分～17時00分

住所：〒892-0846

鹿児島市加治屋町 18-8 大樹生命鹿児島ビル 8F

Q12 既に鹿児島県ふるさと人材相談室に求人情報を登録していますが、移住支援金対象法人としての申請が必要でしょうか。

A12：

法人登録申請書等を運営事務局に提出いただく必要があります。

運営事務局において、法人登録申請書等の内容を確認し、移住支援金の要件に合致すると県が認めた場合には、かご Job に「移住支援金対象求人」を掲載可能となります。

Q13 登録料は必要ですか。

A13：

法人登録申請及び求人情報等の登録・掲載料は、無料です。

また、市町村から支給される移住支援金についても、法人に金銭的な負担を求めるはありません。

Q14 移住支援金の法人登録は支店や工場単位で登録できるでしょうか。

A14：法人単位での登録をお願いします。

Q15 13桁の法人番号は、どうすれば調べることができますか。

A15：

13桁の法人番号は、国税庁の「法人番号公表サイト」で検索することができます。法務

局の履歴事項全部証明書に記載されている、会社法人等番号(12桁)とは異なりますので、御注意ください。

Q16 移住支援金の対象法人の登録に有効期間はありますか。

A16 :

移住支援金の対象法人登録に有効期限はありません。ただし、かご Job に掲載した求人は、設定した求人掲載期間を過ぎると自動的に非公開となります。引き続き求人の掲載を希望する場合は、かご Job に新規求人を掲載してください。

なお、本店の移転や資本金の増資等により、対象法人の要件を満たさなくなったときは、すみやかに運営事務局に申し出てください。

Q17 ハローワークや民間の求人情報会社を通じて応募した方は、移住支援金の支給対象とはなりませんか。

A17 :

移住支援金の対象求人としてかご Job に情報を掲載してある必要がありますが、求職者から法人に直接応募があった場合やハローワーク、民間の求人情報会社を通じて応募があつた場合も含めて、移住支援金の対象となります。

※かご Job に求人を掲載していない場合は、移住支援金対象法人として登録していても移住支援金の支給対象とはなりませんので、必ず求人を掲載してください。

※対象求人の掲載は、移住支援金対象法人として登録された後に、運営事務局からかご Job の ID・パスワードを送付しますので、求人掲載を行ってください。

4 対象法人の役割

Q18 移住支援金の対象法人は、県や市町村の調査等に協力しないといけないのですか。

A18 :

移住支援金対象者や市町村から求めがあったときは、就業証明書等の発行をお願いします。また、移住支援金の支給見込額や事業効果を確認するため、県や市町村が実施する調査(採用・定着状況調査を含む。)への御協力をお願いします。

Q19 移住支援金の受給者が離職したいと申出がありました。どうすれば良いですか。

A 19 :

移住支援金受給者が、市町村に移住支援金の申請をした日から1年以内に離職した場合には、原則として支給を受けた移住支援金の全額を返還することになります。このため、離職の申出があった場合には、離職前に支給市町村にあらかじめ相談するよう御指導ください。